

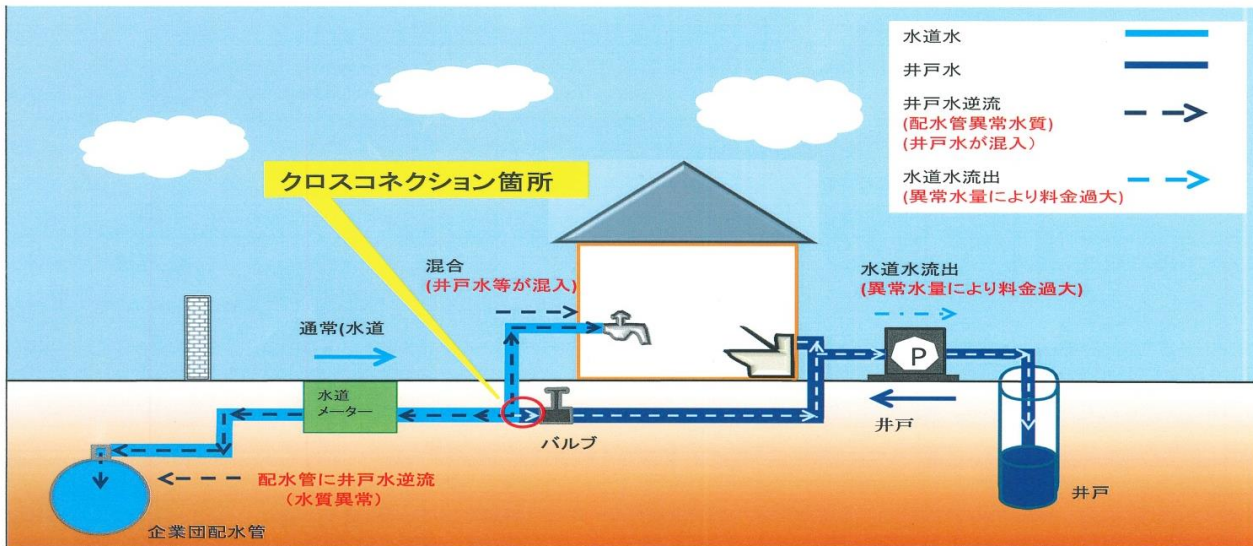
クロスコネクションの禁止

淡路広域水道企業団

●クロスコネクションとは

クロスコネクションとは、水道の「給水管」と井戸水などの「水道以外の管」が直結接続されていることをいいます。また、必要に応じてバルブで切り替えて使用できる状態でもクロスコネクションになります。

(クロスコネクションの例)



●なぜ禁止されているのか

水道の給水管と井戸水などの水道以外の管が接続されていると、バルブの故障や操作不良等により井戸水などが水道本管に逆流することがあります。この逆流した水が汚染されていた場合、水道の水質汚染を引き起こす原因となり、周辺のご家庭では飲用に適さない危険な水を飲んでしまうことになります。

水道水の安全性を確保する公衆衛生上の観点から、クロスコネクションは水道法により固く禁止されています。

●クロスコネクションになっている場合は

淡路広域水道企業団指定給水装置工事業者に連絡して、給水管と水道以外の管を切り離して下さい。クロスコネクションが発見されたときは、警告を発し、これを改めないときは、その給水を一時停止します。淡路広域水道企業団給水条例の規定により、水道以外の管を切り離したことが確認できるまで利用できません。なお、切り離しに要する費用はお客様の負担になります。

●クロスコネクションをそのまま放置しておいた場合は

クロスコネクションをそのまま放置しておくと、井戸水などが水道本管に逆流するだけでなく、反対に大量の水道水が「井戸」などに流れ込み後日高額な水道料金が請求されることがあります。この場合の水道料金の減免措置は一切ありません。請求金額の全額をお支払いいただくことになります。

●関係法令

水道法施行令第5条六号（給水装置の構造及び材質の基準）

六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。